

# 答 申

## 第1 審査会の結論

塩竈市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書について非開示とした決定を取り消し、全部公開すべきである。

## 第2 諮問の概要

### 1 公文書の開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成 27 年 3 月 9 日、塩竈市情報公開条例（平成 10 年 9 月 29 日条例第 21 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、「浦戸地区（野々島・桂島）応急仮設住宅解体及び造成（道路）・宅地整備工事(金入り設計書)」の公開請求を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、請求のあった公文書は、条例第 10 条第 1 項第 7 号に該当する情報であることを理由に公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 27 年 3 月 17 日付け財第 360 号により申立人に、通知した。

①市が行う入札に関する情報であって、公開することにより、同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるため。

### 3 異議申立て

申立人は、平成 27 年 3 月 30 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成 27 年 4 月 22 日、条例第 15 条の規定により、塩竈市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件公文書の公開可否の決定について諮問した。

## 第3 異議申立ての内容

### 1 異議申立ての趣旨

実施機関の行った本件処分の取り消しを求めたうえで、金入り設計書の

公開を求める。

## 2 異議申立て理由

実施機関は、「公開することにより積算事務の公正、又は円滑な執行を妨げる恐れがあるため」を公開できない理由としているが、業者が積算する場合、歩掛・単価などは施工時期・条件等により金額や規模が変わるものであり、今回請求した金入り設計書のすべてを公開したところで、それにより塩竈市の積算事務の公正、又は円滑な執行を妨げる恐れはない。

また、国土交通省、宮城県、仙台市は金入り設計書を全て公開している現状にある。

## 第4 実施機関の説明要旨

申立人から請求のあった「金入り設計書」の取り扱いについては、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「指針」という。）」により定められている。

実施機関は、指針条項中「ロに掲げるものにあつては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。」の規定に基づき、以下の理由から本件処分をした。

- ①金入り設計書を公開することにより、工事概要と設計価格により概ねの施工単価が算出されることで、今後同種工事を発注した場合に設計額が容易に推測される。本来、事業者が施工可能な金額を積み上げて入札すべきところを、企業努力もせず自ら積算も行わなかった事業者が落札者となれる事態が生じる。
- ②公共工事は高額な案件が多く、道路や橋梁などの社会資本の整備を目的としているため、高い基準の安全性及び品質の確保された施工が求められる。積算能力（施工能力）の低い事業者が容易に落札者となり、工事を請け負うことで著しい品質の低下が想定されることから、市の事務事業に著しい支障が生じる。

### 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

#### 【第2 入札及び契約の適正化を図るための措置抜粋】

入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、施行令第7条に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（ロに掲げるものにあつては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそ

れがないと認められる場合に限る。) においては、それについて公表することとする。

イ 競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並びに工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の基準

ロ 予定価格及びその積算内訳

ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格

## 第5 審査会の判断理由

本件対象公文書は、「浦戸地区（野々島・桂島）応急仮設住宅解体及び造成（道路）・宅地整備工事」で、金入り設計書は、工事を完成させるために必要な金額を算出した書類であり、予定価格を作成する基礎となるものである。

実施機関は、金額入りの設計内訳書について、条例第10条第1項第7号に該当すると主張するので以下検討する。

### 1 条例第10条第1項第7号該当性について

本条例は原則公開が基本であるが、第10条各号において、公開しないことができることを規定している。第7号では、公開することにより、市や国等の事務事業の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる情報は公開としないことができるとされている。

当審査会に求められているのは、本件処分が本号に該当するかどうかの判断である。すなわち、公開により①同種の事務事業の公正性が損なわれないか②事務事業の執行に著しい支障が生ずるかどうかの2点である。

実施機関の説明によると、設計書作成にあたって、一般に入手可能な刊行物に記載されている単価表と、刊行物に記載されていない、実施機関が独自に算出する代価表によって設計書を作成している。刊行物に記載の単価については、すでに公表されており誰もが入手可能なことから、公正性は損なわれない。また、実施機関独自に算出する代価表を公開することの公正性の問題であるが、公開により、容易に設計金額が推測されることは考えられるが、情報化社会においては、インターネット等あらゆる手段で情報を入手することは可能であり、公正性を損ねるという事態は想定しにくい。

また、業務事業の執行に著しい支障が生ずるかについては、具体的根拠

が見当たらないこと、また、他自治体の事例も含めて判断すると、事業の著しい支障が生じないと判断できる。

さらに、入札事務にあたっては、競争参加者の評価制度があり、経営能力、施工能力、これまでの工事成績等によって、事業者の評点が付されている。この制度自体が、工事等の品質低下を極力避ける仕組みになっており、情報公開による公文書の公開だけでは、品質低下を招くとは思えない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 調査審議の経過

- ① 諮問書の受理 平成27年4月22日
- ② 第1回審議 平成27年5月26日